

避難路の指定について

1. 要旨

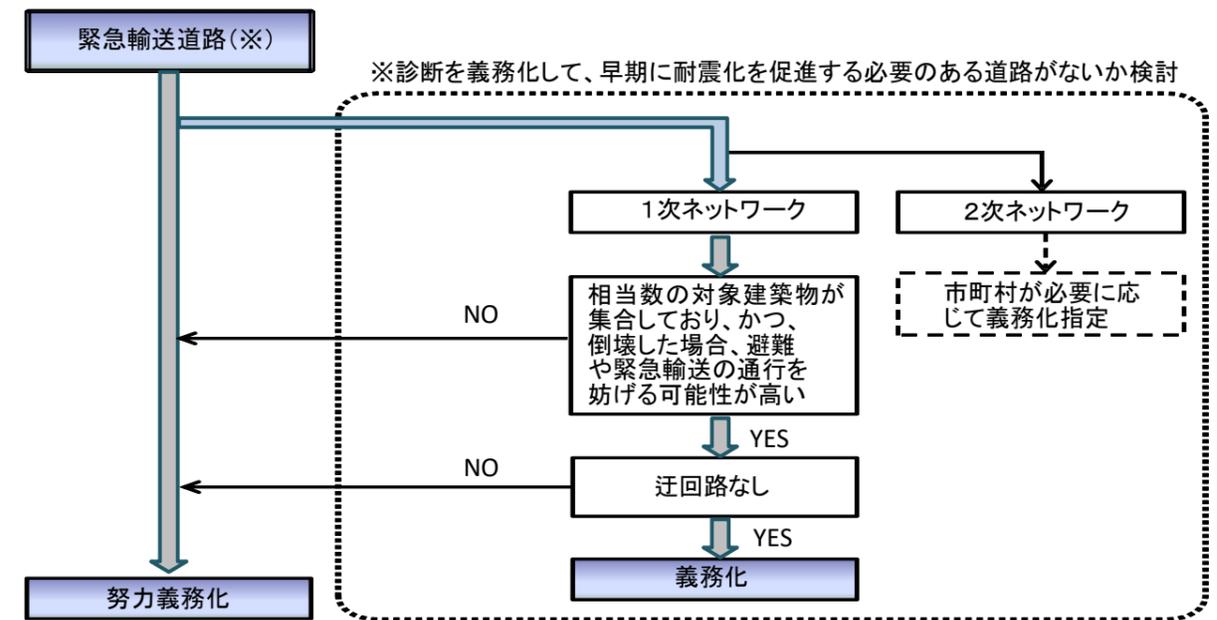
重要な避難路の沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画で避難路を指定し、沿道建築物の耐震診断を努力義務又は義務化することができる。

2. 前回計画改定時の検討

①指定の方針

- 沿道建築物の耐震化を促進するため、緊急輸送道路のうち、1次ネットワークおよび2次ネットワークについて、耐震診断を努力義務化する避難路として指定する
- 上記のうち、重要な施設を結ぶ1次ネットワークについて、特に早期に耐震化を促進する必要がある道路がある場合、義務化を行う。
(2次ネットワークは市町村が必要に応じて指定を検討。)

②耐震診断義務化路線検討フロー



- ※緊急輸送道路
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
- ①第1次緊急輸送道路ネットワーク
県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
 - ②第2次緊急輸送道路ネットワーク
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路
 - ③第3次緊急輸送道路ネットワーク
その他の道路

③検討結果

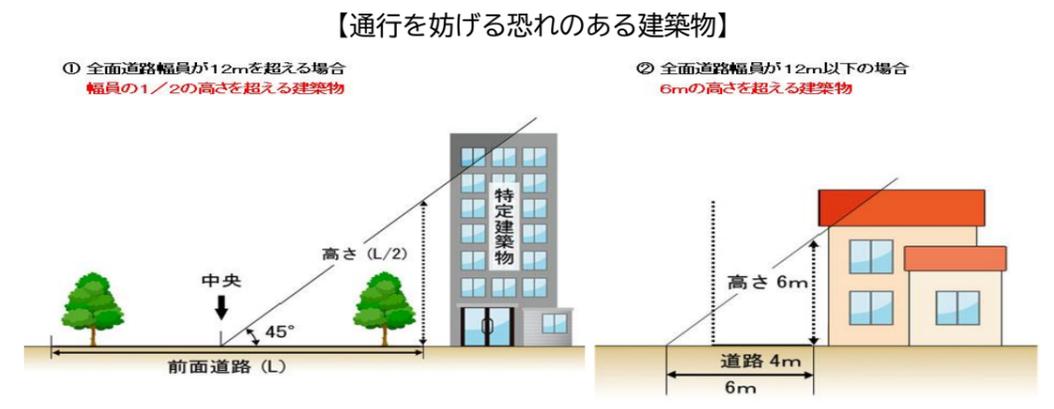
特に耐震化を促進する路線はなかったため、義務化路線の指定は行わなかった

3. 今回の耐震診断義務化路線の検討について

- 前回の検討時から変更・追加された1次ネットワークについて、前回同様、義務化路線の検討を行う
- ・追加路線延長 172 km

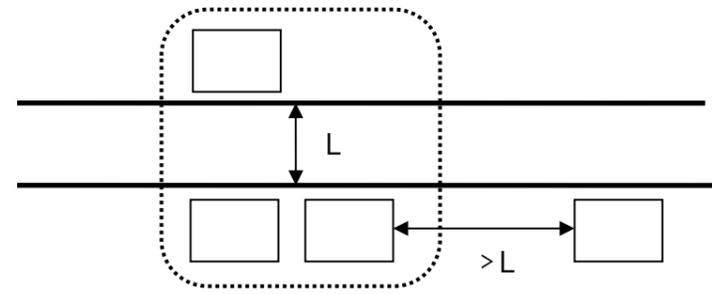
4. 検討経過

- (1) 通行を妨げる恐れのある建築物の抽出
○S56.5月以前に建築された以下の対象建築物について抽出する
(建築年次不明のものを含む)



- (2) 相当数の対象建築物が集合している区域の抽出

- 対象建築物が道路を挟んで向かい合っている又は隣接(※)して集合している区域抽出
※建築物が道路幅員を超えて立地しているものを除く



- (3) 倒壊した場合、避難や緊急輸送の通行を妨げる可能性が高い区域の抽出

- 以下に該当する建築物を1つでも含む区域を抽出
建築物の高さ(H)が[道路幅員(L)-4m]より大きいもの
→建築物が倒壊しても4m以上の道路幅員を確保できれば通行を妨げない
※上記に該当した場合でも以下のいずれかに該当する場合は除く
・建築物の道路に面する幅より奥行(道路と直角方向)が大きい細長い建築物で、道路側に倒れる可能性が低いと考えられるもの
・木造建築物

- (4) 上記(3)で抽出した区域を含む路線について、迂回路(※)を検討

- すべての路線において迂回路あり。
※迂回路：一次・二次緊急輸送道路ネットワークのうち、上記(3)に該当する区域を含まないもの

5. 結果

検討の結果、4.(3)に該当する区域を含むすべての路線で、避難や緊急輸送を代替できる迂回路が確保されていることを確認できたため、沿道建築物の耐震診断を義務化する路線の指定は行わない。

64棟

8区域
18棟

5区域
11棟

迂回路
の検討